

「保育室アカツキ」重要事項説明書

小規模保育事業等設置者の表示

事業者の名称	株式会社アカツキ
代表者氏名	片岡勉
法人の所在地	さいたま市北区日進町2-1059-1フードガーデン日進店2階
法人の電話番号	048-729-5565
定款の目的に定めた事業	保育所の経営

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社アカツキが設置する保育室アカツキが小規模保育事業A型として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
運営方針	子どもが子どもらしくのびのびと生活できる家庭的で温かい保育環境の中で、子ども一人ひとりを尊重し、人との関わりから自立心・協調性・創造性を育む保育

(2) 提供する保育の内容

1 小規模保育事業所等(保育室アカツキ)の概要	
名称	保育室アカツキ
所在地	さいたま市北区日進町2-1059-1フードガーデン日進店2階
認可年月日	平成29年4月1日
電話番号	048-729-5565
FAX番号	048-729-5596
メールアドレス	akatsuki@piano.ocn.ne.jp
施設長氏名	片岡美保
入所定員(年齢別)	「(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職員数	「(3)職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取り扱う保育事業	通常保育

自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、その結果の公表に努めます。		
第三者評価の概要	埼玉県が指定した評価機関による事業評価を5年に1度受け、その結果を情報公開しています。 ※ 自己評価及び第三者評価の評価結果詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。		
職員研修実施状況	園内研修(災害時対応研修、事故対応研修、衛生管理研修)実施 園外研修実施予定		
嘱託医	医療法人輝翔会 河野医院 河野医師 契約日 平成28年12月8日		
嘱託歯科医	スマイル歯科クリニック 友部医師 契約日 平成29年2月3日		
2 施設設備の概要			
敷地	フードガーデン日進店内2階テナント		面積 88.02 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2階建ての2階		延べ床面積 88.02 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	1 室 面積 49.64 m ²	調理室 6.71 m ²
	保育室・遊戯室	1 室 面積 18.8 m ²	調乳室 6.71 m ²
	幼児用トイレ	2 個	医務室 3.22 m ²
設備の種類	冷暖房、沐浴室(シャワー)、児童用トイレ		
安全対策	事故発生防止委員会を年1回以上開催及び職員定期研修(4月、10月)の実施		
	防犯システム設備・巡回警備 会社名 セコム		
	乳幼児賠償責任保険加入 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		
その他	屋外遊戯場の代替場所 上加公園(徒歩15分)		
3 連携施設			
施設名称	社会福祉法人清暁会 アカツキ保育園 他1園		
施設所在	さいたま市西区西大宮4-1-4 他1園		
連携内容	集団保育機会の提供 代替職員の提供(連携施設に影響が出る場合を除く) 卒園児の優先入園(8名)		
4 年間保育計画			
組・グループ	保 育 計 画		
0歳児	一人ひとりの生活リズムを整え、安心して保育者のとの関わりを楽しむ		
1歳児	遊びを通し保育士との信頼関係を深め、周りの友だちに関心を持つ		
2歳児	様々な遊びに触れ、体験することで自我を芽生えさせ、自立を促す		
その他 (年間行事等)	入園式、卒園式、クリスマス発表会、各季節に合わせた園内イベント 毎月の身体測定、避難訓練		

5 主な1日の保育スケジュール

時間	朝 7:30~11:30	昼 11:30~15:00	夕方 15:00~ 夜
0歳児	登園、検温、遊び、お散歩、午前食	午睡、目覚め、午後食	自由遊び、降園、延長
1歳児	登園、検温、遊び、おやつ、外遊び	昼食、午睡、目覚め、おやつ	自由遊び、降園、延長
2歳児	登園、検温、遊び、おやつ、外遊び	昼食、午睡、目覚め、おやつ	自由遊び、降園、延長

主なお散歩のコース
屋外遊戯場の代替に、近隣にある上加公園などにお散歩に行きます。

6 食事の提供について

昼食・おやつ・捕食	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、自園調理し児童に提供します。 保護者の方へは、前月20日頃に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	<p>給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「食材連絡表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。</p> <p>(例)卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など</p>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 保健所へ給食施設設置届を届出済みです。(H29年3月3日届出予定) 調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。 水質検査を年1回実施しています。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	常勤職員	非常勤職員	備考(例)
保育に従事する職員	施設長(保育士)	1人	保育運営責任者です。
	保育士	4人	2人 保育士有資格者です。 ※ 同等配置と認められる看護師を1名含みます。
	保育士以外の保育従事者	人	人 子育て支援員研修修了者を配置しています。
	保育補助者	人	人 充足職員の他に追加配置している保育補助者です。
調理員	人	2人(栄養士) 1人(調理師)	栄養士は、当園の献立作成及び調理をしています。
事務員	1人	人	施設設置者が、事務長として従事しています。

- 当施設の職員は、勤務時間中、名札(職種・名字)を着用し職種を明示しています。
- 開所時間内には、小規模保育事業(B型)運営基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置(児童数に応じて加配)し、保育に当たります。
- 職員の勤務体制表は、毎月毎に作成し、前月30日に園内に掲示します。

(4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月～土 7時30分から19時30分まで(土曜日は18時30分まで)
保 育 標 準 時 間	月～土 7時30分から18時30分まで
保 育 短 時 間	月～土 8時30分から16時30分まで
うち時間外保育時間	標準時間 月～金 18時30分から19時30分まで 短時間 月～金 7時30分から8時30分まで、16時30分から19時30分まで 土 7時30分から8時30分まで、16時30分から18時30分まで ※1特別な場合を除き18時30分から19時30分の時間外保育は満1歳以上が対象です。
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)

※1特別な場合とは災害時、公共交通機関の遅れ、やむを得ない事情と園長が判断した場合などを指します

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- 1 保育費用のうち利用者負担額(月額保育料)は、さいたま市保育料徴収基準によります。

平成29年度さいたま市利用者負担額徴収基準額表(予定)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(単位:円/月)		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0	0	
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	
第3		市町村民税均等割額のみ世帯	8,000	7,800
第4		48,600円未満	10,000	9,800
第5		48,600円以上 63,900円未満	12,500	12,200
第6		63,900円以上 97,000円未満	19,500	19,100
第7		97,000円以上 137,600円未満	33,000	32,400
第8		137,600円以上 169,000円未満	44,000	43,200
第9		169,000円以上 301,000円未満	55,000	54,000
第10		301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900
第11		397,000円以上	72,800	71,500

※ 保育材料代(共用遊具・絵本・消耗教材等)・おやつ代・昼食代・飲料代は月極保育料に含みます。

- 2 保育費用のうち、地域型保育給付額は、当施設が利用者に代わり市町村から受領(法定代理受領)することになりますが、受領した月日、受領額を翌月15日までに利用者に文書で通知します。

- 3 上記の他、保護者に負担していただくものは、合同遠足費(自由参加)金額は実費負担(事前告知します)、発表会に係る費用(子どもの衣装製作費等)1回1,000円です。

4 自主事業(付帯サービス)の利用料金

- ・ 時間外保育＝支給認定利用時間を超える時間帯については、時間外保育の扱いとなります。原則、時間外保育のご利用は、前日までに申し出てください。料金は30分当たり400円です。
- ・ 時間外保育時の補食代 1食当たり300円

5 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。

6 支払は、以下の方法でお願いします。

- a 口座振替払（保育利用月末日に引落とし。指定口座武蔵野銀行宮原支店口座番号1154900）
- b 現金振込払（納付期限：保育利用月末日。指定口座武蔵野銀行宮原支店口座番号1154900）
- c 現金払（支払い期限：保育利用月末日。）

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	3人	8人	8人	19人

(7) 小規模保育事業等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育室アカツキの利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の朝9時までに御連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、お迎え予定の1時間前までに御連絡願います。保育標準時間(保育短時間)を過ぎますと、時間外保育が適用されます。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師が必要を認め、当園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は、個別に御相談させていただきます。
入園時に用意するもの	布団カバー等、コップ、歯ブラシ(必要時に交換していただきます。)、お手拭きタオル等 詳細は「保育のしおり」を参照
毎日持参するもの	タオル、エプロン、着替え、おむつ、ビニール袋等 詳細は「保育のしおり」を参照

(8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の变化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

囑託医	医療機関 河野医院	担当医師 河野先生
	所在地 さいたま市北区榎引町2-937-10 ※当園から徒歩15分 電話048-663-6524	
消防署(救急)	管轄消防署名 さいたま市北消防署	
	所在地 さいたま市北区宮原町4-66-14	電話 048-654-3456
警察署	管轄警察署名 大宮警察署	
	所在地 さいたま市大宮区土手町1-279-3	電話 048-663-0110

(9) 非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	さいたま北消防署 平成28年3月9日届出 防火管理者 氏名 片岡勉		
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練及び消火訓練(各々月1回)を実施します。		
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・スプリンクラー		
避難場所	第1避難場所	日進公民館	第2避難場所 市立日進小学校
臨時休園	午前6時～開園前	さいたま市より「警戒レベル3」以上が発令された場合に休園	
発令条件	開園中	さいたま市より「警戒レベル3」以上が発令された場合に休園またはお迎え依頼の連絡	
	その他	計画運休等により職員が出勤できず、安全な保育に支障がある場合、登園自粛要請もしくは休園	
臨時休園	午前6時～開園前	午前10時まで解除され、安全な保育が提供可能ならば午後1時から開園	
解除条件	開園中	原則としてお迎えに来ていただき、降園以降その日は休園	
「警戒レベル4」や「警戒レベル5」が発令された場合、翌日以降の保育については状況を見て判断。			

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項(保育室アカツキの取組)

- 1 保育室アカツキの設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
 - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年外部研修に職員派遣受講させています。

(11) 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

運営委員会について

年に4回、開催予定です。

保護者代表者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです

3 健康診断等について

健康診断	児童	毎年、5月と10月に嘱託医が健康診断を実施します。 健診結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
	全職員	当施設の職員は、採用時及び毎年3月に定期健康診断を受診し、保育従事に支障がないことを確認しております。
身体測定	全乳幼児	毎月第3水曜日に身長・体重測定を行います。 結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※ その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

4 賠償責任保険の加入

1事故	300,000千円
1名につき	300,000千円

5 保育内容に関する相談・苦情窓口の設置

(1) 保育室アカツキ相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 各保育士	電話 048-729-5565
相談・苦情解決責任者 氏名 片岡 美保	電話 048-729-5565 (役職 施設長)
第三者委員 氏名 大倉浩	(役職 弁護士) TEL:048-862-1853
第三者委員 氏名 神田廣行	(役職 埼玉県建築士事務所協会大宮支部長) TEL:048-667-0272
受付方法	面接・文書・電話・意見箱などの方法で相談・苦情を受付けます。